

文化芸術の振興を図る行催事への共催等に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 公益財団法人沖縄県文化振興会(以下「振興会」という。)は、本県の文化芸術の振興に資する行催事の共催、後援、協賛、協力(以下「共催等」という。)に関する承認等について必要な事項を定める。

(共催等承認の基準)

第2条 振興会理事長(以下「理事長」という。)は、共催等の承認申請があった場合は、次の各号のすべてに該当する場合に限り承認するものとする。ただし、理事長が適当と認める場合はその限りでない。

- (1) 一般に公開され、主な目的が構成員相互の研修や親睦等を図るものでないこと。
- (2) 個人の行催事でないこと。
- (3) 営利が主たる目的でないこと、又は政治的及び宗教的意図を持つものでないこと。
- (4) その他共催を承認すべきでない特段の事情がないこと。

(承認申請の手続)

第3条 申請者は、共催等承認申請書(様式第1号)又は申請書に記入すべき事項が記載された書面を理事長に提出するものとする。

2 申請書には、次に掲げる資料を添付するものとする。

- (1) 申請者の概要に関する資料(会社概要、定款等)
- (2) 行催事の概要に関する書類(実施要領、事業計画書等)及び予算書
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(共催等承認の審査及び決定)

第4条 理事長は、申請を受理したときは、内容を審査し承認の可否を決定する。

2 理事長は、審査にあたり必要な調査等を行うことができるものとする。

(承認書の交付)

第5条 理事長は、共催等の承認をしたときは、共催等承認書(様式第2号)を交付する。

(共催等の名義使用の取消し等)

第6条 承認基準に反する事項が生じた場合は、承認を取消すことができるものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 名義使用の承認を受けた者は、行催事の完了後、実績報告書(様式第3号)を理事長に提出するものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるものの他、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1 この要領は平成30年4月1日から施行する。

参 考

文化芸術の振興を図る行催事への共催等について

公益財団法人沖縄県文化振興会(以下「振興会」という。)に名義使用申請がある行催事の趣旨及び目的が振興会の定款に定める目的に合致しており、適当であると認めた場合、「文化芸術の振興を図る行催事への共催等に関する取扱要領」に定める下記の名義使用を承諾する。

1 共 催

行催事の企画に振興会が深く関わる場合及び経費の一部を振興会が担う場合。

2 後 援

行催事の趣旨及び目的が振興会の目的に合致している場合。

3 協 賛

行催事の趣旨及び目的が振興会の目的に合致し、経費の一部を支援する場合。

4 協 力

行催事の実施にあたり、振興会の広報媒体を活用するなどの支援をする場合。

5 その他

上記に属さない名義の使用申請については、その都度内容を検討のうえ、理事長が対応を決定する。

公益財団法人沖縄県文化振興会定款 抜粋

(目的)

第3条 この法人は、文化・芸術・学術の普及、情報の提供、調査研究、交流等を図り、沖縄県民の主体的、創造的な文化活動を支援するとともに、歴史資料として重要な公文書等の管理を総合的に行い、もって本県の文化・芸術・学術の振興に寄与することを目的とする。